

第 2 期中期目標期間における評価スケジュール（案）

中期目標期間		年度	年度評価	中期目標期間評価	認証評価
第 2 期	第 1 事業年度	平成 3 0 年度			
	第 2 事業年度	令和元年度	年度評価 (平成 3 0 年度業務実績の評価)		
	第 3 事業年度	令和 2 年度	年度評価 (令和元年度業務実績の評価)		
	第 4 事業年度	令和 3 年度	年度評価 (令和 2 年度業務実績の評価)		大学基準協会による認証評価の実施
	第 5 事業年度	令和 4 年度	年度評価 (令和 3 年度業務実績の評価)	見込評価 (※)	
	第 6 事業年度	令和 5 年度	年度評価 (令和 4 年度業務実績の評価)		
第 3 期	第 1 事業年度	令和 6 年度	年度評価 (令和 5 年度業務実績の評価)	第 2 期中期目標期間評価 ⇒確定評価の実施（教育及び 研究の状況については、認 証評価の結果を踏まえる。	

※ 見込評価について

- ・ 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度には、当該事業年度における業務の実績及び中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について評価員会の評価を受けなければならない（地方独立行政法人法第 7 8 条の 2）。
- ・ 見込評価を行うに当たっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする（地方独立行政法人法第 7 9 条）。
- ・ 設置団体の長は、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、必要の措置を講ずるものとする（地方独立行政法人法第 7 9 条の 2）。